

議案第 22 号

三田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

三田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和46年三田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第6号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加え、同条第7号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。